

『基礎心理学研究』に投稿された論文の 審査者へのガイドライン

日本基礎心理学会編集委員会

日本基礎心理学会の論文審査は、心理学の発展に対する皆様のご協力をお願いするものです。以下の点にご留意の上、迅速かつ適切な審査をお願いします。

1. 審査の打診に対して迅速な回答をお願いします。

審査を依頼する電子メールに記載された受諾／辞退の URL をクリックするか、審査用ウェブサイトのメインメニュー (<http://www.editorialmanager.com/jjps/>) にアクセスしていただき、本論文の審査を期日まで実施できるかどうか、事務局にご連絡ください。使用法の詳細は審査者用ユーザズガイド (manual_reviewer.pdf) をご覧ください。審査用ウェブサイトをお使いいただけない場合には、事務局編集担当まで電子メール(kisoshin-edit@bunken.co.jp) でご連絡ください。

2. 迅速な審査をお願いします。

- ・ 審査は原則として 30 日以内をお願いします（原稿の内容により担当編集委員が調整することがあります）。
- ・ 審査の長期化は、投稿者にとって、著しく不利な状況となりますので、十分にご配慮ください。
- ・ 期限内に審査することが無理となる事情が発生しましたら、直ちに上記の審査用ウェブサイトもしくは電子メールを用いて事務局編集担当にご連絡ください。

3. 審査にあたり次の点にご留意ください。

- ・ 著者の中には、研究キャリアの中で初めて学術誌に論文投稿を行う人、学術論文に求められる様々な要求水準に関して十分な訓練を受けていない人もいるでしょう。本誌の質を落とすような不適切に甘い審査をするのは避けるべきですが、いわゆるハイ・インパクトな国際誌相当の厳しい審査を行ったあげく掲載不可とすることは本誌の目指すところではありません。可能であるならば、建設的な助言・改稿指示を提示し採択に近づけるようにすることを基本方針に、審査をしてください。
- ・ 匿名審査であることにご留意ください。
- ・ 審査は、研究者として対等である立場のものが、論文審査においては審査する側に回るという事実にご留意いただき、コメントにあたり、できるだけ丁寧な表現をお使いください。
- ・ 「著者に対するコメント」は、原則的にそのまま著者に返されますが、不適切な文章表現などがあった場合には編集委員会により調整が行われる場合があることをご了承ください。
- ・ 最終的な掲載可否の決定は編集委員会にお任せいただくこととなります。したがって、以下に解説する「評定 1～4」の評価カテゴリーは、「著者に対するコメント」には書かないでください。
- ・ 審査者から寄せられた「評定 1～4」評価カテゴリーは、著者には返されませんが、審査の進行プロセスにおいて大変重要な参考指標となることにご留意いただき、くれぐれも慎重にご判断いただくようお願いいたします。

4. 「原著論文」「研究ノート」「評論」の区分にご留意ください。

審査者は、投稿された内容区分（原著論文、研究ノート、評論等）に応じて論文を審査することと規定されています。「原著論文」「研究ノート」「評論」には、以下のような違いがあります。この違いを念頭におき、審査してください。

- ・ 「原著論文」「研究ノート」は執筆・投稿規定に定められたそれぞれの分量に見合う内容が書かれているかどうか留意してご審査ください。
- ・ 「評論」は、過去の研究を概観し新たな視点を提供しているかどうか留意してご審査ください。

ただし、著者による内容区分の選択が不適切と判断される場合には、当該論文の内容区分の変更の提言を「論文に対する意見」に記載することも可能です。「著者に対するコメント」には変更についての意見は記載しないで下さい。

5. 以下に審査報告（「著者に対するコメント」）の書き方のガイドラインを記します。

ガイドラインの表現は例示ですので、適宜、変更や調整を加えて用いてください。

どの評価結果の場合にも、原則として最初に論文の概要を簡単にまとめて下さい。

例：「本論文は、～について、～の観点から実験／調査を行ったものです。その結果、～などが見出されました。得られた結果から、～という考察がなされました。」など。

「評定1」：掲載可（語句・表現上の軽微な修正のみ、再審査は不要）の場合

- ・ 「掲載可」の判断でも、必要に応じてコメントをお書きください。
- ・ 論文の長所について記述し、また必要があれば短所についても記述してください。
例：「本論文で得られた知見は、～の観点から有意義であり、論文の記述もわかりやすく、適切になされています。～の点についてさらに検討がなされることも今後の研究の方向性として考えられます。」など。

「評定2」：修正の後に掲載可（再審査は不要）の場合

- ・ 論文の長所について記述し、修正すべき点について明確に述べてください。必要があれば短所についても記述してください。
例：「本論文で得られた知見は、～の観点から有意義です。しかし、論文の記述について問題のある箇所がいくつかあり、それらの修正が適切になされる必要があります。」など。
- ・ 修正の必要がある点を明確に記述してください。
例：「以下に示すポイントについての修正を検討すべきです。」
「～の用語を～に変更する必要があるでしょう。」
「～の研究を引用する必要があるでしょう。」
「～の点について、より詳細に記述する必要があります。」
「～の英文表記が適切ではありません。」
「～というような誤字脱字、図の番号違いがあり、修正が必要です。」など。

「評定3」：修正の後に再審査が必要の場合

- ・ 論文の長所や短所について記述し、「修正の後に再審査が必要」と判定した理由を述べてください。
例：「本論文で得られた知見に基づき、～であると考察されておりますが、以下に指摘するとおり、その妥当性や、研究の新規性について明確な記述がなさ

れていません。それらの点に関する修正や改善をめざした改稿が必要です。」など。

- 修正の必要がある点や問題点を明確に記述してください。

例：「本論文と同様な問題は、以下に示す～の論文でも取り上げられておりますが、それらの先行研究と本論文の関係や相違点が明確にされる必要があります。」

「以下の用語や概念の定義が曖昧で、～の点において混乱が生じています。」
「～頁で～について論じていますが、論理に飛躍があり、理解が困難になっています。この点についてより明確な説明が望まれます。」

「本論文で示している結論を得るためには、以下に示す検討も必要です。信頼性を高めるために、～についての記述や考察を加えるべきです。」など。

「評定 4」：掲載不可 の場合

- 論文が掲載される水準に達していない理由を、できるだけ具体的に、納得できるように記述してください。また、欠点のみをリストするだけでなく、評価できる点があればできるだけ記載するよう心がけてください。

例：「本論文で取り上げられているテーマは重要ですが、ほぼ同様の内容がすでに先行研究（具体的に例示）で報告されており、新たな知見を本論文に見出すことはできません。」

「研究テーマは有意義ですが、問題設定と実験・調査の方法、結果と考察の間などに、～などの大きな乖離が見られ、論文としての一貫性、バランスに大きな問題があります。」

「本研究で用いられた実験・調査手法や分析方法が、～の理由で適切ではありませんので、得られた結果の信頼性が保証されません。」

「本論文では、得られたデータから～であると結論されています。しかし、今回の実験・調査で収集されたデータのみからその結論を導くのは、～などの点で不十分です。～の条件設定や、～の点に関するデータの積み重ねが必要です。」

「本論文が目指す方向性はだまかには理解できるものの、形式が日本基礎心理学会で定めたものと大きく異なっており、また難解で意味が多様に取れる記述や、曖昧な表現が多く、読者には論旨を正確に抽出できません。」など。

- 上記の例のような審査結果であったとしても、その問題点が現実的に解消しうる可能性がある程度あれば、掲載不可とするのは必ずしも妥当ではありません。著者にその問題点の解消の機会を与えずに即座に掲載不可とするしかないと判断したならば、その根拠が明確にわかるように記述してください。そうでない場合、担当編集委員から差し戻して再評価をお願いすることもあります。
- 審査には、審査者の価値判断や態度表明のような姿勢は不必要です。論文のあり方や研究そのものを否定する必要はありません。

不適切な例：「本研究は、心理学的に意味のない、枝葉末節なテーマを取り上げており、科学的研究として遂行する価値をなんら見出せない。」など。

- 論文が掲載される水準に達していない点については、その理由を明確に述べればよいので、不必要に論文の欠点を仔細に指摘することはひかえてください。

6. 審査の結果は、前述の審査用ウェブサイトのメインメニューにアクセスの上、電子的に送信ください。

使用法の詳細は審査者用ユーザズガイドをご覧ください。審査用ウェブサイトをお使いいただけない場合には、事務局編集担当まで電子メールでご連絡ください。

ご協力のほど宜しくお願いいたします。

付記 本ガイドラインは、2014年5月27日に制定された。

本ガイドラインは、2016年10月29日に一部改訂された。